

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成27年5月7日及び8日
 - (2) 本監査実施日 平成27年6月17日
- 3 監査結果の公表の日 平成27年8月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額を誤っているものが5件、36,420円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額を誤っているもの5件のうち、4件、36,417円については平成27年5月25日に追給処理を、1件、3円については平成27年5月22日に返納処理を、それぞれ完了した。 今後は、超過勤務の事前命令を徹底し、超過勤務手当と用地交渉手当の支給の際の突合と所属内での支給額計算の確認を徹底し、再発防止に努めることとした。